

騒音・振動特定建設作業(騒音・振動規制法)及び騒音指定建設作業(福島県条例)一覧

建設作業・建設機械等名	騒音 規制法	振動 規制法	福島県 条例	備考
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機使用作業	/			騒音： くい打機(もんけんを除く)、くい抜機、くい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)  振動： くい打機(もんけん及び圧入式を除く)、くい抜機(油圧式を除く)、くい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業
・ディーゼルハンマ				
・電動バイプロハンマ				
・油圧バイプロハンマ				
・油圧ハンマ				
・その他のくい打ハンマ(例：エアハンマ、スチームハンマ等)				
・くい打機 + アースオーガ				
・アースオーガ				
・アースドリル				
・サイレントパイラー				
びょう打機使用作業	/			
・リベッティングハンマ				
さく岩機、ブレーカ使用作業( )	/			騒音： さく岩機を使用する作業(手持式を含む)  振動： ブレーカを使用する作業(手持式を除く)
・ハンドブレーカ(電動ピックを含む)				
・油圧ブレーカ(ジャイアントブレーカ)				
・クローラドリル				
・その他のさく岩機				
・油圧圧砕機				
空気圧縮機使用作業	/			電動式を除く さく岩機の動力用を除く
・空気圧縮機(原動機の定格出力15kW以上)				
コンクリートプラント、アスファルトプラント使用作業	/			モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
・コンクリートプラント(混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上)				
・アスファルトプラント(混練重量200kg以上)				
鋼球使用建築物等破壊作業				
舗装版破碎機使用作業( )				
バックホウ使用作業	/			一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く(低騒音型建設機械)
・バックホウ(原動機の定格出力80kW以上)				
トラクターショベル使用作業	/			
・トラクターショベル(ローダ)(原動機の定格出力70kW以上)				
ブルドーザー使用作業	/			
・ブルドーザー(原動機の定格出力40kW以上)				

( )作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。